

国立大学法人富山大学初任給調整手当支給細則

平成17年10月 1 日制定	平成17年12月 1 日改正
平成18年 4 月 1 日改正	平成21年 4 月 1 日改正
平成26年11月25日改正	平成28年 2 月22日改正
平成29年 1 月24日改正	平成30年 2 月27日改正
平成31年 1 月29日改正	令和元年 9 月24日改正
令和 4 年 3 月22日改正	令和 4 年 9 月27日改正
令和 6 年 1 月23日改正	令和 6 年 3 月27日改正
令和 7 年 3 月 4 日改正	

(総則)

第1条 国立大学法人富山大学職員給与規則（以下「給与規則」という。）第23条の規定による初任給調整手当の支給については、別に定める場合を除き、この細則の定めるところによる。

(職員の範囲)

第2条 給与規則第23条第1項の「別に定める職員」は、次に掲げる所属の職員であり、その採用が、学校教育法（昭和22年法律第26号）に規定する大学（以下「大学」という。）卒業の日から37年、医師法（昭和23年法律第201号）に規定する臨床研修（以下「臨床研修」という。）を経た者にあつては39年、医師法の一部を改正する法律（昭和43年法律第47号）による改正前の医師法に規定する実地修練（以下「実地修練」という。）を経た者にあつては38年を経過するまでの期間内に行われたものとする。

(1) 教育学系（教育学部に基幹配置される者に限る。）

(2) 医学系

(3) 薬学・和漢系（和漢医薬学総合研究所に主担当として配置される者にあつては、臨床科学研究部門の業務に主として従事する者に限る。）

(4) 教育研究推進系（保健管理センターに主担当として配置される者に限る。）

2 前項の規定にかかわらず、初任給調整手当を支給されていた期間が通算して35年に達している職員には、初任給調整手当は支給しない。

(支給期間及び支給額)

第3条 初任給調整手当の月額、採用の日以後の期間の区分に応じた別表に掲げる額とする。（改定にあつては、別表中の「期間の区分」変更の日の属する月の翌月から新たな区分を適用する。）この場合において、大学卒業の日から採用の日までの期間が4年（臨床研修修了者は6年、実地修練修了者は5年）を超えることとなる職員（大学院の博士課程の所定の単位を取得し、かつ、同課程の所定の期間を経過した日から3年以内に採用された職員を除く。）については採用の日からそのを超えることとなる期間（1年に満たない期間があるときは、その期間を1年として算定した期間）に相当する期間、この手当が支給されていたものとして調整された額を支給する。

2 第2条第1項に規定する学部等の職員となった者のうち、職員となった日前に初任給

調整手当を支給されていたことのある者（国の機関又は他の国立大学法人等で初任給調整手当を支給されていたことのある者を含む。）で前項の規定による支給期間に、既に支給されていた期間に相当する期間を加えた期間が 35 年を超えることとなる場合は、その超えることとなる期間に相当する期間この手当が支給されていたものとした場合における期間及び額とする。

- 3 初任給調整手当を支給されている職員が休職にされた場合における当該職員に対する別表の適用については、当該休職の期間（業務上の傷病又は通勤（労働者災害補償保険法（昭和 22 年法律第 50 号）に規定する通勤をいう。）による傷病により就業規則第 11 条第 1 項第 1 号の規定により休職にされている期間を除く。）は、同表の期間の区分欄に掲げる期間には算入しない。ただし、就業規則第 11 条第 1 項第 8 号の規定による休職の期間、育児休業、出生時育児休業及び介護休業の期間は算入する。

（その他）

第 4 条 初任給調整手当は、職員の給与が給与規則第 34 条の規定により減額される場合においても減額されない。

（雑則）

第 5 条 この細則に定めるもののほか、初任給調整手当の支給に関し必要な事項は、学長が定める。

附 則

この細則は、平成 17 年 10 月 1 日から施行する。

附 則

この細則は、平成 17 年 12 月 1 日から施行する。

附 則

この細則は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この細則は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この細則は、平成 26 年 11 月 25 日から施行し、平成 26 年 4 月 1 日から適用する。ただし、平成 26 年 11 月 25 日前に退職した者（同日前に退職した者のうち、学長の要請に応じ、引き続いて国の機関又は他の法人等の職員となるための退職である者を除く。）を除く。

附 則

この細則は、平成 28 年 2 月 22 日から施行し、平成 27 年 4 月 1 日から適用する。ただし、平成 28 年 2 月 22 日前に退職した者（同日前に退職した者のうち、学長の要請に応じ、引

き続いて国の機関又は他の法人等の職員となるための退職である者を除く。)を除く。

附 則

この細則は、平成 29 年 1 月 24 日から施行し、平成 28 年 4 月 1 日から適用する。ただし、平成 29 年 1 月 24 日前に退職した者（同日前に退職した者のうち、学長の要請に応じ、引き続き国の機関又は他の法人等の職員となるための退職である者を除く。）を除く。

附 則

この細則は、平成 30 年 2 月 27 日から施行し、平成 30 年 1 月 1 日から適用する。ただし、平成 30 年 2 月 27 日前に退職した者（同日前に退職した者のうち、学長の要請に応じ、引き続き国の機関又は他の法人等の職員となるための退職である者を除く。）を除く。

附 則

この細則は、平成 31 年 1 月 29 日から施行し、平成 30 年 4 月 1 日から適用する。ただし、平成 31 年 1 月 29 日前に退職した者（同日前に退職した者のうち、学長の要請に応じ、引き続き国の機関又は他の法人等の職員となるための退職である者を除く。）を除く。

附 則

この細則は、令和元年 10 月 1 日から施行する。

附 則

この細則は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この細則は、令和 4 年 10 月 1 日から施行する。

附 則

この細則は、令和 6 年 1 月 23 日から施行し、令和 5 年 4 月 1 日から適用する。ただし、令和 6 年 1 月 23 日前に退職した者（同日前に退職した者のうち、学長の要請に応じ、引き続き国の機関又は他の法人等の職員となるための退職である者を除く。）を除く。

附 則

この細則は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この細則は、令和 7 年 3 月 4 日から施行し、令和 6 年 4 月 1 日から適用する。ただし、令和 7 年 3 月 4 日前に退職した者（同日前に退職した者のうち、学長の要請に応じ、引き続き国の機関又は他の法人等の職員となるための退職である者を除く。）を除く。

別表（第3条関係）

期間の区分	金 額（円）	期間の区分	金 額（円）
1 年未満	51,600	18 年以上 19 年未満	30,200
1 年以上 2 年未満	51,600	19 年以上 20 年未満	28,800
2 年以上 3 年未満	51,600	20 年以上 21 年未満	27,400
3 年以上 4 年未満	51,600	21 年以上 22 年未満	26,800
4 年以上 5 年未満	51,600	22 年以上 23 年未満	26,200
5 年以上 6 年未満	51,600	23 年以上 24 年未満	25,200
6 年以上 7 年未満	49,800	24 年以上 25 年未満	24,600
7 年以上 8 年未満	48,000	25 年以上 26 年未満	24,000
8 年以上 9 年未満	46,200	26 年以上 27 年未満	23,400
9 年以上 10 年未満	44,400	27 年以上 28 年未満	22,800
10 年以上 11 年未満	42,600	28 年以上 29 年未満	22,000
11 年以上 12 年未満	40,800	29 年以上 30 年未満	21,700
12 年以上 13 年未満	39,000	30 年以上 31 年未満	21,300
13 年以上 14 年未満	37,200	31 年以上 32 年未満	20,700
14 年以上 15 年未満	35,800	32 年以上 33 年未満	19,800
15 年以上 16 年未満	34,400	33 年以上 34 年未満	18,900
16 年以上 17 年未満	33,000	34 年以上 35 年未満	18,200
17 年以上 18 年未満	31,600		
備考：この表において期間の区分欄に掲げる年数は、採用の日以後の期間を示す。			